（22）　音　　楽

1　設置科目及び履修要件

音楽科の科目の編成については，**従前と同様**，次のとおりである。（カッコ内は標準単位数）

科　　目	科　　目
音　楽　理　論（２～12）	声　　楽（２～12）
音　　楽　　史（２～12）	器　　楽（２～12）
演　奏　研　究（２～12）	作　　曲（２～12）
ソルフェージュ（２～12）	鑑　賞　研　究（２～12）

2　教科の目標

音楽に関する専門的な学習を通して，音楽的な見方・考え方を働かせ，音楽や音楽文化と創造的に関わる資質・能力を育成することをめざす。

⇨ ここがポイント！

音や音楽を，音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉える。

- **音楽科では，音楽を形づくっている要素を聴き取ることと，それらの働きが生み出すよさや面白さ，美しさを感じ取ることが学習の支えとなる。**

3　各科目の内容（主な変更点等）

※　下線部は，変更された箇所を示している。

音　楽　通　論	(1)楽典，楽曲の形式など　(2)和声法　(3)対位法
音　　楽　　史	(1)我が国の音楽史　(2)諸外国の音楽史
演　奏　研　究	(1)時代や地域による表現上の特徴を踏まえた解釈及び演奏に関する研究 (2)作曲家の表現上の特徴を踏まえた解釈及び演奏に関する研究 (3)声や楽器の特徴を踏まえた解釈及び演奏に関する研究 (4)音楽の解釈の多様性
ソルフェージュ	(1)視唱　(2)視奏　(3)聴音
声　　楽	(1)独唱　(2)<u>様々な</u>形態のアンサンブル
器　　楽	(1)鍵盤楽器の独奏　(2)弦楽器の独奏　(3)管楽器の独奏　(4)打楽器の独奏 (5)和楽器の独奏　(6)<u>様々な</u>形態のアンサンブル
作　　曲	(1)<u>様々な表現形態の楽曲</u>
鑑　賞　研　究	(1)作品・作曲家に関する研究　(2)地域や文化的背景に関する研究 (3)音楽とメディアとの<u>関わり</u>　(4)音楽批評

4　小・中学校での内容（主な変更点等）

小学校	・　低学年で取り上げる楽器を**「旋律楽器は，オルガン，鍵盤ハーモニカなど」**に変更。 ・　中学年で取り上げる旋律楽器の例に**「和楽器」**が付加。
中学校	・　我が国の伝統的な歌唱や和楽器の取り扱いについて，「愛着をもつことができるよう」等が付加。 ・　我が国の伝統的な歌唱や和楽器の指導について**「適宜，口唱歌を用いること」**が付加。

5　新学習指導要領の趣旨や内容に対応した授業の創造

「何ができるようになるか」～音楽科において育成をめざす資質・能力～

知識・技能	・　音楽に関する専門的で幅広く多様な内容についての理解 ・　表現意図を音楽で表すために必要な技能
思考力・判断力・表現力等	・　表現意図を明確にもつこと ・　音楽や演奏の価値を見いだして鑑賞すること ・　音楽に関する専門的な知識や技能を総合的に働かせ，音楽の表現内容を解釈したり，音楽の文化的価値などについて考えたりすること
学びに向かう力・人間性等	・　感性を磨き，音楽文化の継承，発展，創造に寄与する態度

「何を学ぶか」～音楽科において重視する学習内容・学習活動～

○　題材など内容や時間のまとまりを見通して，その中で**育む資質・能力の育成に向けて，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図る**ようにすること。その際，音楽的な見方・考え方を働かせ，各科目の特質に応じた学習の充実を図ること。

○　**自己や他者の著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する態度の形成を図る**とともに，音楽に関する知的財産権について適宜取り扱うようにすること。また，こうした態度の形成が，音楽文化の継承，発展，創造を支えていることへの理解につながるよう配慮すること。

○　「演奏研究」の内容の充実を図る観点から，**鑑賞に関する学習**を含めること。

「どのように学ぶか」～主体的・対話的で深い学びの実現をめざして～
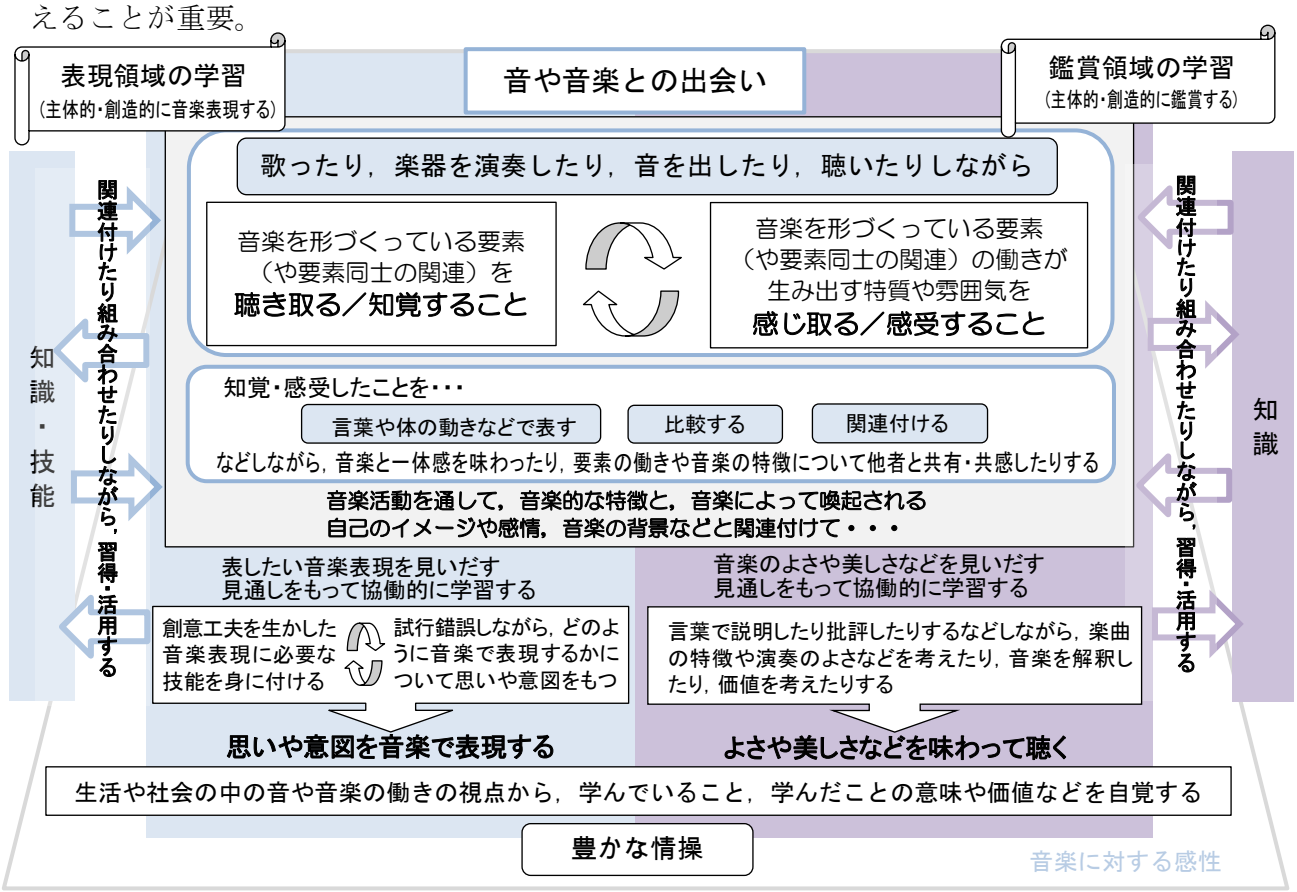
音楽科の学習においては，音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し，それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感受しながら，知覚したことと感受したこととの関わりについて考えることが重要。